

網走市総合計画策定支援業務についてプロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年5月15日

網走市長 水谷 洋一

1 担当部署

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地
網走市企画総務部企画調整課企画係（庁舎4階）
電話 0152-67-5380
FAX 0152-43-5404
e-mail：ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 網走市総合計画策定支援業務
- (2) 業務内容 令和10年度を始期とする総合計画の策定
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること

- (1) 網走市建設工事、測量、建設コンサルタント等業務及び網走市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の登録者または下記書類により参加資格要件を審査し、参加資格を有すると判断できる者。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
 - ウ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - エ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (2) 網走市建設工事業務委託請負業者資格審査及び指名基準に関する要綱別表第3及び物品の調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと
- (5) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年網走市条例第2号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること

4 実施要領等の交付期間及び方法

網走市総合計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間
令和8年5月15日から令和8年6月4日まで
- (2) 交付方法
1の場所で交付するほか、網走市企画総務部企画調整課のウェブサイト上からのダウンロードにより交付する。

市公式ウェブサイト掲載URL

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/2/21666.html>

5 参加手続等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年6月4日（木）午後5時

イ 提出場所 「1 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 担当部署宛てに、持参又は郵送で提出するものとする。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、参加資格審査結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年6月25日（木）午後5時

イ 提出場所 「1 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 担当部署宛てに、持参又は郵送で提出するものとする。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 契約候補者の特定

網走市総合計画策定支援プロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

原則、企画提案時に提出された見積書をもって随意契約とする。ただし、市と契約候補者で本業務について協議し、内容について合意の上、業務委託仕様書を再作成する場合はその仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、特別の理由がなく、企画提案時と比較し見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは失格とする。また、契約候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議し、協議が整った場合には、次点者と契約を締結することができるものとする。

①交渉が不調となった場合

②地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

③その他の理由により契約候補者との間で契約ができなかった場合

(2) 再委託等の禁止

①本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

②本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(3) 契約保証金

- 免除する。
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) 支払条件
後払いとする。

9 その他

- (1) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属する。
- (5) 市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。